

## 平成 22 年度 学内研究助成金 研究報告書

研究種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 研究成果刊行助成金
	<input type="checkbox"/> 21世紀研究開発奨励金 (共同研究助成金)	<input type="checkbox"/> 21世紀教育開発奨励金 (教育推進研究助成金)
研究課題名	過失相殺の新機軸－被害者の過失をめぐる理論的枠組みの再構築－	
研究者所属・氏名	研究代表者： 法学部 法学科 准教授 長谷川 義仁 共同研究者：	

### 1. 研究目的・内容

過失相殺の領域設定に「時期」という新たな基軸を導入し、従来の過失相殺法理における「過失」理論にアンチテーゼを提起する。

### 2. 研究経過及び成果

法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている過失相殺への「損害軽減義務」概念の導入に関連して、日本民法が「損害軽減義務」概念を受容することができるのか、また、それを受容しうるとして、その場合に生じる問題点について検討した。また、こうした検討のなかで、イギリス法における損害賠償調整制度との比較法的研究を基礎にして、請求者の過失をその行為時に応じた区分に基づいて損害賠償額を調整する法的構造の意義について考察し、日本における過失相殺の領域設定に「時期」という新たな基軸を導入して過失相殺理論を再構築する意義を示唆した。

この研究を基礎とした成果は『損害賠償調整の法的構造－請求者の行為と過失相殺理論の再構成のために』（日本評論社・2011）として刊行された。なお、目次はつぎの通り－

序 論 損害賠償の調整制度の課題

第1節 本書の課題

第2節 本書の構成

第1部 英国における損害賠償の調整制度

第1章 請求者の行為と損害賠償の調整制度

第1節 請求者の行為の問題領域

第2節 損害賠償の調整制度の位相

第2章 請求者の行為と「寄与過失」法理

第1節 「寄与過失」法理の生成とその修正

第2節 1945年法改正（寄与過失）法の制定とその射程

第3章 請求者の行為と「損害軽減義務」法理

第1節 「損害軽減義務」法理に関する一般原則

第2節 「損害軽減義務」法理の役割と意義

第2部 わが国における損害賠償の調整制度と展望

第4章 損害賠償の調整制度の到達点と課題

第1節 過失相殺制度の変遷と到達点

第2節 過失相殺法理の拡張と課題

第5章 債権法改正による損害賠償の調整制度と展望

第1節 債権法改正に伴う過失相殺法理の再構成

第2節 過失相殺規定の改正とその展望

終 章 損害賠償調整の法的構造

### 3. 本研究と関連した今後の研究計画

損害論の観点から「損害軽減義務」の妥当領域について研究をすすめる。

### 4. 成果の発表等

発表機関名	種類(著書・雑誌・口頭)	発表年月日(予定を含む)
関西若手研究者判例研究会	口頭	2011年7月16日
民科法律部会民事法研究会	口頭	2011年8月27日
広島大学民事法研究会	口頭	2011年9月10日
日本私法学会	口頭	2011年10月9日
私法	雑誌	2012年4月